

2016年も残すところ僅かとなりましたが、今年の総括として、クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第24回）をお届けいたします。

なお、弊事務所は、2016年12月24日（土）から2017年1月2日（月）まで休業させていただき、2017年1月3日（火）から新年の業務を開始いたします。次回のニュースレターは2017年2月からの配信を予定しています。本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

本年も格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございました。来年もより一層のご指導・ご鞭撻を賜りますよう、謹んでお願い申し上げます。

2016年12月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

騒ぎ過ぎにご注意！？ークリスマス・パーティー

テレビをつけると「ラブ・アクチュアリー」の再放送が流れ、ラジオではマライアキャリーの「オールアイウォントフォークリスマスイズユー」を耳にする季節がやってきました。この時期は勤務先等のクリスマス・パーティーに参加される方も多いかと思います。

見落としがちですが、職場主催のクリスマス・パーティーは職場行事（work function）であり、使用者はクリスマス・パーティーの開催に関して従業員に対して法的責任を負う可能性があります。当日までの注意点としては、従業員に対する注意（職場ポリシーの職場行事への適用、SSN への投稿に関する配慮）の周知などが挙げられます。パーティー開催中の注意点としては、現場監督責任者の設置、パーティー終了の正式なアナウンス、安全な帰路の確保などが挙げられます。さらにパーティーの終了後も、従業員からの苦情への適切な対応やソーシャルメディアのモニタリングなどの措置が必要になることがあります。このような使用者としての法的注意点を解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

Japan Practice 紹介サイト



iPhone アプリのダウンロード

iTunes アプリストアから PocketCU アプリをダウンロードできます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の
ソーシャルメディア公式アカウント



その他の注目のトピック

不動産法の動向に関する 2016 年の総括

オーストラリアの不動産法は州によってルールが異なりますが、2016年に様々な変更がありました。NSW 州における売買契約・本人確認ルール・区分所有法・優先通知制度に関する変更、クリアランス証明書と非居住者買主への追加的課税、QLD 州の賃貸借契約に関する変更など、2016年の不動産法の動向に関する主要なポイントを概観します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

競争法改正の動向

オーストラリアの 2010 年競争・消費者法（**CCA**）の改正法案が連邦議会に提出され、来年の改正が予定されています。市場支配力の濫用に関する CCA 第 46 条の改正（「エフェクツテスト（効果において競争を実質的に低減させる可能性がある行為を規制対象とするもの）」の導入等）を中心に、改正法の下で企業が注意すべき留意点について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

内部通報制度

ターンブル政権は、公的機関及び民間企業における内部通報者の保護の仕組みを強化することを約束しています。民間企業における現在の内部通報制度の仕組み、現在議論されている制度改革の内容を概観し、民間企業が新たな内部通報制度にどのように対応すべきかについて解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

豪州建築建設委員会（ABCC）の再設

オーストラリア連邦上院議会は、11月30日、建設労組の監督機関である ABCC の再導入法案を可決しました。これにより建設プロジェクトにおける違法行為に対する監視が強まり、建設業界の生産性が高まることが期待されています。法案の上院における最終修正内容、ABCC 再設以外の法案項目、新 ABCC の影響が及ぶ分野、ABCC の監督への対応・準備方法について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

リストラクチャリングに関する経営者の意識改革

弊事務所はリストラクチャリング市場の現状と展望を分析した「From Red to Black」を公表しています。事業再生の成否は企業のカルチャーや経営陣の姿勢に大きく左右されるところがあります。事業再生を成功に導くための企業風土改革の必要性について議論します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら、From Red to Black（英語）への[リンク](#)はこちら

「不公正条項」に関する ACCC の報告書

個人消費者との関係で標準契約書に含まれる「不公正条項」を無効とする消費者法のルールを、従業員 20 名未満の小規模事業者に対しても適用する新法が 11 月 12 日に施行されました。これに関連してオーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）は、事業者間取引（広告業、電気通信業、請負業、フランチャイズ業、農業など）における「不公正条項」の具体例を示す報告書を発表しました。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら、ACCC の報告書（英語）への[リンク](#)はこちら

即時解雇の手続的正当性

フェアワーク委員会は、使用者による従業員の即時解雇（解雇予告なしの解雇）に実体法的な正当性（従業員の組織犯罪関与の疑い）が認められる場合であっても、使用者がその事実を認識しながら 3 ヶ月弱にわたって従業員の就業継続を認め、その後に即時解雇を行ったという事案で、その手続法的な正当性を問題視し、即時解雇を不当とする決定を行いました。即時解雇を行う際の注意点を解説します。

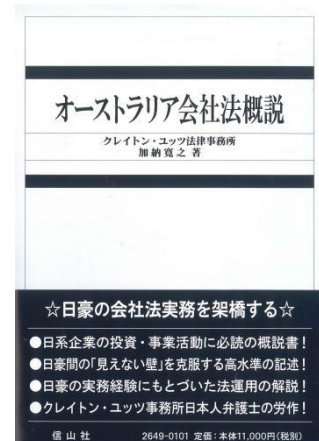
原文（英語）への[リンク](#)はこちら

最近行われたセミナーのご報告

1. ブリスベン日本商工会議所セミナー「豪州 M&A 取引実務」

2016 年 8 月 12 日、ブリスベン日本商工会議所主催の標記セミナーが開催され、加納寛之弁護士が「豪州 M&A 取引実務 ～ M&A の種類、手続の流れと注意点、買収後の経営統合等に関する基本的なポイント」をテーマに講演を行いました。豪州 M&A は、Public M&A、Private M&A 及び事業 M&A に大別することができますが、これらの M&A について調整スキーム（Scheme of Arrangement）などの豪州特有の法制度も踏まえながら概説するとともに、レシーバーが行う入札

オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

M&A 案件の特徴と注意点、買収監査（デューディリジェンス）と表明保証条項との関係、買収後の経営統合に関する留意点とその対応など、日本の M&A との相違点などにも触れながら解説を行いました。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

2. 「外国投資に関する規制の大幅な変更」セミナー

2015年12月8日にシドニー日本商工会議所、また、2015年12月16日に弊所ブリスベンオフィスにおいてそれぞれ行われたセミナーで、加納寛之弁護士が標記の講演を行いました。このセミナーでは、2015年12月1日に施行された外国投資に関する法改正の内容について、近年の事例も交えながら解説を行いました。この法案は、今までにない新しい概念を導入したり、承認申請が必要となる基準値を変更したり、外国投資家に新たな義務を課したりと、従来の規制の枠組みを大幅に変更する内容となっています。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

最近の出版物

1. 「拡大する豪州 M&A マーケットの動向と買収時の留意点」 （「ビジネス法務」2016年4月 Vol.16 No.4）

標記記事の執筆に加納寛之弁護士が参加しました（共著）。オーストラリアの M&A マーケットの全体動向を紹介しつつ、2015年12月に施行された外資規制法の改正、オーストラリア企業の買収手法、企業買収に絡んで実務的な問題を生じる労働法制上の注意点等、オーストラリアにおける M&A の基本的な留意点について解説しています。

2. 「オーストラリアにおける不動産ノンリコースローン～日本における不動産ノンリコースローンとの相違点～」 （ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.28 - 2015年11月・12月号）

The Association for Real Estate Securitization（ARES）（一般社団法人不動産証券化協会）の機関紙である ARES 不動産証券化ジャーナルに鈴木正俊弁護士が寄稿した記事（共著）。日豪両国で不動産ノンリコースローンを取り扱った経験を元に、オーストラリアにおける不動産ノンリコースローンの基本的なストラクチャー及び論点について解説しています。記事はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。



パートナー 加納寛之
直通電話：07-3292-7262
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
直通電話：07-3292-7571
メール：syamaura@claytonutz.com



シニアアソシエイト 鈴木正俊
直通電話：07-3292-7044
メール：msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 八郷智之
直通電話：02-9353-5722
メール：thachigo@claytonutz.com



ロークラーク 高橋輝好
(日本法弁護士・日本から出向中)
直通電話：07-3292-7991
メール：ttakahashi@claytonutz.com



ロークラーク 力石剛志
(日本法弁護士・日本から出向中)
直通電話：07-3292-7432
メール：tchikaraishi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
直通電話：07-3292-7599
メール：kotake@claytonutz.com